

藤沢市横断幕設置道路占用許可基準要綱

(施行 令和 4年 4月 1日)

この要綱は、藤沢市道路占用規則（昭和37年12月規則第30号）第5条別紙第32条第2項に基づき、横断幕設置基準を次のとおり設けるものとする。

- (1) 占用主体（申請者）
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 国又は地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会及び実行委員会等
 - ウ 国又は地方公共団体が後援・支援等する実施主体
 - エ 公共的団体及び藤沢市内に存する学校等

- (2) 占用場所
横断幕の設置場所は、道路管理者（藤沢市）が指定した場所に限り設置することができるものとする。

- (3) 構造
 - ア 横断幕には、管理者名を表示しなければならない。
 - イ 幕の縦長については、1メートル以内、横長については、10メートル以内とする。
 - ウ 特別景観形成地区内及び景観形成地区内に掲出する場合は、当該形成基準の色彩基準等を満たすこと。
 - エ 風雨等により落下しないように堅固に取り付けること。又、常時管理、監視できる体制にし、不備又は瑕疵があれば速やかに修理すること。

- (4) その他
 - ア 設置の事前相談については、3ヶ月前からとする。
 - イ 占用期間については、最長で2ヶ月とする。また、年度をまたぐ場合は年度ごとに申請するものとする。
 - ウ 申請に際しては、国又は地方公共団体が後援・支援等する実施主体であることがわかる書類を添付すること。
 - エ 申請できる設置場所の数については、申請者につき、藤沢駅南口デッキは2箇所、辻堂駅北口は1箇所とし、最大3箇所とする。
 - オ 上記以外の懸案事項については、別途協議するものとする。

以 上